「素のチカラ、魚沼。」ロゴマーク使用基準

平成30年5月1日

(目的)

第1条　この基準は、魚沼市の進める「魚沼市観光地域づくりプラットフォーム構築事業(以下「本事業」という。)」の「素のチカラ、魚沼。」ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)を各種団体および宿泊施設、店舗等が使用する場合の基準を定めることにより、ロゴマークの適正な管理を図ることを目的とする。

(申請)

第2条　ロゴマークを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、ロゴマーク使用承認申請書(様式第1号)により市長に申請するものとする。

(使用許可基準)

第3条　市長は、ポスター、シール、パッケージ等の印刷時において、次の各号のいずれにも該当する場合にロゴマークの使用を承認するものとする。

(1)　本事業のブランドイメージに合致したものであること。

(2)　ロゴマークの品位を損なわないものであること。

(3)　公序良俗に反しないこと又はそのおそれがないこと。

(4)　本市の広報及び宣伝に寄与するものであること。

(5)　個人又は団体の標示と混同されるおそれがないこと。

(6)　政治、選挙、宗教活動のほか、法律に抵触する活動等に関与するおそれがないこと。

(7)　市の名誉を傷つけ、又は信用を失墜するおそれがないこと。

2　市長は、使用の承認に際し条件を付すことができるものとする。

(使用の承認等)

第4条　市長は、第2条の規定による申請を審査し、その使用の可否を決定し、ロゴマーク使用承認(不承認)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(使用承認の取消し)

第5条　市長は、前条の規定により使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当したときは、承認を取り消すものとする。

(1)　ロゴマークの使用承認に際し付した条件に違反したとき。

(2)　使用の申請に虚偽又は不正があったとき。

(3)　第3条第1項各号のいずれかに該当しなくなったとき。

2　市長は、前項の規定により使用承認を取り消したときは、ロゴマーク使用承認取消通知書(様式第3号)により使用者に通知するものとする。

3　市長は、第1項の規定により使用承認を取り消した場合において、使用者に損失が生じてもその補償の責めを負わないものとする。

(使用方法)

第6条　ロゴマークのデザイン、色等については別添のマニュアルのとおりとする。

(費用負担)

第7条　ロゴマークの使用に関して必要な経費は使用者の負担とする。

(苦情等の処理)

第8条　ロゴマークの使用等に関する苦情等が発生した場合は、使用者が誠意を持って、使用者の責任により必要な措置を講じること。

(委任)

第9条　これに定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

様式第1号(第2条関係)

令和　　年　　月　　日

魚沼市長　様

住　所

申請者　団体名

氏　名

ロゴマーク使用承認申請書

「素のチカラ、魚沼。」のロゴマークを使用したいので、「素のチカラ、魚沼。」ロゴマーク使用基準について第2条の規定により申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者 | 住　所 |  |
| 団体名 |  |
| 氏　名 |  | 電話番号 |  |
| 使用目的 |  |
| 使用期間 | 令和　　年　　月　　日 から 令和　　年　　月　　日まで |
| 使用方法 | * 宿・店舗掲示　□　カタログ・ポスター印刷
* 商品パッケージ印刷　□　その他（　　　　　　　　　　　）
 |
| 使用タイプ使用カラー | * 和文タイプ　　□　欧文タイプ

□　オレンジ　□　ブルー　□　グリーン　□　ブラック※複数選択可 |
| 添付書類 | (1)使用を予定している印刷物の図案等(2)その他市長が必要と認める書類 |
| 備考 |  |

様式第2号(第4条関係)

魚観第　　　号

令和　　年　　月　　日

ロゴマーク使用承認（不承認）通知書

　　　　　　　　　　　様

魚沼市長

令和　　年　　月　　日付けで申請のありましたロゴマーク使用承認については、次のとおり決定したので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 承認　　　　　　　　　不承認 |
| 不承認の理由 |  |
| 使用期間 | 令和　　年　　月　　日 から 令和　　年　　月　　日まで |
| 使用条件 | (1)承認を受けた使用目的以外の目的に使用しないこと。(2)ロゴマークの意匠の一部に変更を加え、削り、模様又は文字を加えないこと。(3)その他市長が付す条件に反しないこと。 |

様式第3号(第5条関係)

魚観第　　　号

令和　　年　　月　　日

ロゴマーク使用承認取消通知書

　　　　　　　　　　　様

魚沼市長

令和　　年　　月　　日付け魚観第　　　号で承認したロゴマークの使用については、次のとおり取り消ししましたので、「素のチカラ、魚沼。」ロゴマーク使用基準について第5条の規定により通知します。

取消しの理由